秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第二十九号

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中「第七十一条の十四第五項」を「第七十一条の十四第六項」に、「第七十一条の十五第四項」を「第七十一条の十五第五項」に、「第七十一条の三十五第六項」を「第七十一条の三十五第七項」に、「第七十一条の三十六第四項」を「第七十一条の三十六第五項」に、「第七十一条の五十五第六項」を「第七十一条の五十五第七項」に、「第七十一条の五十六第四項」を「第七十一条の五十六第五項」に、「第七十二条の四十六第五項」を「第七十二条の四十六第六項」に、「第七十二条の四十七第四項」を「第七十二条の四十七第五項」に、「第七十四条の二十三第五項」を「第七十四条の二十三第六項」に、「第七十四条の二十四第四項」を「第七十四条の二十四第五項」に、「第九十条第五項」を「第九十条第六項」に、「第九十一条第四項」を「第九十一条第五項」に、「第百三十二条第五項」を「第百三十二条第六項」に、「第百三十三条第四項」を「第百三十三条第五項」に、「第百四十四条の四十七第五項」を「第百四十四条の四十七第六項」に、「第百四十四条の四十八第四項」を「第百四十四条の四十八第五項」に改める。

第三十九条第七項中「自動車が」の下に「精神障害者によつて運転されるもの（当該精神障害者と生計を一にする者が取得するものに限る。）若しくは」を加える。

第四十四条の十一中「第十八条の八第三項第二号」を「第十八条の八第四項第二号」に改める。

第四十六条の四第二項中「自動車が」の下に「精神障害者によつて運転されるもの（当該精神障害者と生計を一にする者が所有するものに限る。）若しくは」を加える。

附　則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第十五条第一項の表の改正規定は、公布の日から施行す

る。